

居宅介護支援事業の特定事業所集中減算における「80%を超えるに至ったこと についての正当な理由」の取扱いに関する Q&A

平成27年9月17日

1. 「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者が集中していると認められる場合」について

Q. 利用希望者からの理由書の様式は何か定められているか。

A. 標題を「当該事業所の利用を希望する理由書」とし、下記項目が記載された書類であれば、様式は問わない。

【記載項目】

- ・利用を希望する事業所の「法人名」「事業所番号」「サービス名」「事業所名」「事業所所在地」
- ・当該事業所の利用を希望する理由
- ・利用希望者の氏名、住所、押印（自署の場合は押印不要）
- ・代筆の場合は、代筆者の氏名、押印
- ・記入年月日

Q. 既に当該事業所の利用を開始している利用者について、希望理由書はいつ提出してもらうのか。また、居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見等を受ける地域ケア会議等は、いつ行うのか。

A. 既に利用を開始している利用者については、居宅サービス計画の見直しを行う際に、希望理由書の提出をしてもらい、利用者の希望と状態等を考慮し見直した居宅サービス計画を地域ケア会議等に提出し、支援内容についての意見・助言を受けるものとする。

なお、特定事業所集中減算の評価期間内において、利用者の状態に大きな変更がなければ、希望理由書の提出、地域ケア会議等での検討については、必ずしも居宅サービス計画の見直し毎に求めるものではない。

ただし、要介護度の変更等、利用者の状態が大きく変化したような場合は、居宅サービス計画の見直しを行う際に、再度、利用者に希望理由書の提出をもとめ、地域ケア会議等での検討を行う必要がある。